

○学生の掲示、印刷物配布等に関する規程

昭和42年4月27日

大学会議制定

改正 昭和44年 7月21日

昭和62年 7月 9日

平成27年3月19日

平成27年4月1日

学長決定

改正 令和5年2月24日

第1条 学生が掲示し、又は印刷物(新聞、雑誌、パンフレット、ビラ等)を発行若しくは配布しようとするときは、この規程による。

第2条 学生が掲示をしようとするときは、責任者は、所定の用紙により、その内容の概略を学生生活支援センター所長に届け出なければならない。

2 掲示は、学生掲示板又は学生の良識において適当と判断される場所にしなければならない。

第3条 学生が印刷物を発行又は配布する際、実物2部を学生生活支援センターへ提出するものとする。

第4条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和42年4月27日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和44年7月21日から施行する。

2 「学生心得」の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

この規程は、昭和62年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

申合せ

この規程は、学生との申合せに基づくものである。